

○ 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

（附則第五十条関係）

改 正 案	現 行
<p>（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）</p> <p>第十五条 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二條第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。</p> <p>2 前項の規定による届出に係る軽費老人ホームを設置し、経営する者に関しては、同項の規定による届出を社会福祉法第六十二條第一項の規定による届出とみなして、同法第六十三條第一項、第六十四條、第七十一条並びに第七十二条第一項及び第二項の規定を適用する。</p>	<p>（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）</p> <p>第十五条 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七條第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。</p> <p>2 前項の規定による届出に係る軽費老人ホームを設置し、経営する者に関しては、同項の規定による届出を社会福祉法第五十七條第一項の規定による届出とみなして、同法第五十八條第一項、第五十九條、第六十六條及び第六十七條第一項の規定を適用する。</p>